

家族の絆と姓は無関係だ。 なぜ、通称使用の拡大は よくて別姓はダメなのか



佐々木知子

personal data

ささき・ともこ 1955年広島市生まれ。神戸大学法学部卒。83年任官。東京地検検事、法務総合研究所室長研究官、東京地検室長検事を経て98年より2004年まで参議院議員。現在は弁護士（第一東京弁護士会）、帝京大学法学部教授。東京家裁調停委員、一弁綱紀委員。02年、自民党内で結成された「例外的に夫婦の別姓を実現させる会」に副会長として参画、選択的夫婦別姓の議員立法提出に尽力した。著書に『日本の司法文化』『少年法は誰の味方か』などがある。

「家族を壊すな」「伝統を壊すな」という反対

民主党政権に代わり、二〇一〇年（平成二二年）の通常国会において、夫婦の選択的別姓（氏）がようやく認められる運びになつた。まだ予断を許さない状況とも聞くが是非通つてほしいと願つてゐる。

現行民法では、夫婦は「婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」（七五〇条）。だが夫の氏を称する場合が依然、九五パーセントを占める。つまり妻の氏を称するのは例外で、一人娘や跡取り娘の場合が多いようだ。もちろん、愛する夫（妻）の氏になれ嬉しいというのであれば何の問題もないが、そんな人ばかりではない。姓が変わるのがネックになつて結婚できないカツ

ブルもいるし、実際、長年使用してきた氏が変わるのは、不便この上ないことである。

勤める職場では旧姓の通称使用が許されたとしても、パスポートや預金関係などはあくまで戸籍名が必要だ。弁護士会も旧姓での登録を認めるが、成年後見や破産管財など公的職務については戸籍名が必要で、やはり不便である。ちなみに二〇〇六年（平成一八年）の世論調査^{*1}では、別姓賛成三七パーセント、通称使用賛成二五パーセント、反対三五パーセント。世代が上がるほど反対が多く、下がるほど賛成が多い。

現実問題として、氏を変えたくないが故に婚姻届の提出を躊躇し、子どもを嫡出子として産みたいがために出産を待つカップルがいる。このままでは高齢出産になり、産めなくなるという悲痛なものである。

通称の公的使用は別姓と変わらない

反対派の論拠は、夫婦同姓は日本の伝統文化である、家族の統一感が保たれない、子どもがかわいそう（いじめにあう）、などであった。家制度は廃止され、姓は個人の名称となつてはいるのだが、それでも「ファミリーネーム」が必要だというのである。

私は一九九八年、検事から参院議員に転身、一期六年の間に少年法改正などさまざまな法案審議に携わった。なかで、党の事前審査を通らなかつたほぼ唯一の法案がこれである。もちろん賛成派の議員も大勢いたが、反対派が強硬であつた。とにかく、某政治団体。個人的には賛成だがその団体の推薦を得られなくなるので、と言ひ訳をしてきた議員も何人かい。

家族を壊すな、日本を崩壊させるなどといった類のファックスが何百枚も来た。別姓派は親の介護をしない人だという暴論まであった。だが、いうまでもなく、家族の絆を壊すのは姓という形式的なものではなく、愛情と思いやりの欠如である。現行制度の下、非行少年は大勢生まれているのである。

加えて、そこまで通称の公的使用を認めるのであれば、戸籍そのものが別姓であるのと何ら変わらない。それでも、と反対派は言う。両親が同じ姓であるのと違つて、子どもにとつて違うのだと。だが、子どもがふだん戸籍を見るることはない。親が別姓を通して、表札も別であれば、親は別

と結婚していない男女から

生まれた子は、非嫡出子といふ。嫡出子の場合、戸籍の父母氏名欄に夫婦の氏名を記入するが、非嫡出子の場合は母の氏名のみを記入する（戸籍法一八条一項）。戸籍の父欄は空欄だが、父親が認知すれば記載でき、相続権も発生する。また、続柄欄は、嫡出子は「長男」「長女」、非嫡出子は「男」「女」と記載されていたが、〇三年に東京地裁の判決でプライバシーの侵害と判断され、〇四年以降は嫡出子と同様の表記となった。実際、嫁が増加する近年では、昔ながらの「非嫡出子」という偏見を解消するため、「嫡出子」と記されることが多い。

婚姻関係から生まれた子のこと

そもそも親の姓が同じという組みは、離婚によつてすでに崩壊しているのである。一〇〇七年、

日本の婚姻数約七二万組に対し、離婚件数は約二五万組。実に三五パーセントが離婚をし、うち五八パーセントに未成年の子どもがいる（一〇〇九年厚労省）。親権は八五パーセント以上、母親に付与されるが（実際に養育する監護権まで含めればさらに高い）、旧姓に戻れば子の姓とは異なるてくる。もちろん離婚の際に届け出ることによつて夫の氏を名乗れる（戸籍法七七条の二）、反対に家裁の許可を得て子の姓をえることもできる。ただこれは一時的なものであつて、妻が再婚すれば再び親子の姓は乖離する。

面白いことに、夫婦がもともと別姓であれば離婚・再婚による姓の変化は起こらない。もともと別姓なのだから、子の姓も親の離婚・再婚によって変える必要がない。

別姓反対派の論拠がなぜ薄弱か

「」で反対派の論拠を見ていく。

まず、夫婦同姓は日本古来の伝統文化であるか。庶民にはかつて苗字使用が許されなかつたのは周知のとおりである。一八七〇年（明治三年）、

める国も多い。

別の論拠、家族の統一が保たれない、子どもがかわいそそうといったことについてはすでに反論した。反対に、高齢化社会において今後増加するはずの中高年の再婚では「ファミリーネーム」や子どもは関係がない。どころか、前配偶者間の子との関係を考えると、姓を変えないほうがむしろ好ましい場合が多いと考えられる。

別姓を望む人を排除する偏狭な姿勢

多様化する社会において選択肢は多いほうが多い。強硬に反対をする人が私には不可思議であった。

愛する夫（妻）の姓を名乗りたい、といふのであればそれは嬉しいし喜ばしいことだが、一方で、長年なじんできた姓を変えるのは嫌だ、因るといふ人がいる現実をなぜ認められないのかと。一律に別姓をと言つてゐるのではない。別姓も認める、と言つてゐるのだ。同一の価値観だけを受け容れ、他は排除する姿勢は偏狭である。国際社会でもつとも必要とされる精神は「寛容」（tolerance）なのである。

ただの同棲やパートナーではなく、正式な婚姻

平民に氏の使用が許され、一八七五年、氏の使用が義務化された。兵籍取り調べの必要上、軍から要求されたものと言われる。一八七六年、政府は太政官指令を出し、妻は実家の氏を用いる、つまり夫婦別姓としたが、妻が夫の氏を称することが慣習化していくと言われる。

一八九八年（明治三十一年）、民法^{*3}（旧法）が制定され、家制度が導入された。夫婦の氏について

は規定されず、夫婦ともに「家」の氏を称することを通じて同氏になるという考え方が採用された。結果、大方が夫の氏となり、婿取りの場合にのみ妻の氏となつたのである。そして一九四七年（昭和二十二年）制定の現行民法は、旧法以来の夫婦同氏制の原則を維持しつつ、憲法二四条の定める男女平等の理念に沿つて、互いの合意により、夫又は妻のいずれかの氏を称することができるとしたのである。

夫婦の氏について諸外国はどうか。

スペインや韓国などは夫婦別氏である。トルコやインドなどは夫婦同氏だが一律、夫の氏とする。アメリカや多くのヨーロッパ諸国、加えて中国やイスラエルなどでは夫婦同氏か別氏を選ぶことができる。配偶者の氏を自分の氏に付加するのを認めたのである。

最後に子の姓であるが、法制審議会答申案では子の氏はどちらかに統一していた。民主党案は、出生のたびに選べるとする。氏が純粹に個人の名称であることを考えれば、このほうが一貫するであろう。現実のメリットもある。未だに家名の存続にこだわる所で従来は難しかつた一人息子と一人娘が別姓婚で婚姻した後、孫が二人以上生まれれば、一人を妻の氏にすることで家名の存続が図れる点である。

今回の民法改正には、待婚期間を現行の半年から一〇〇日に短縮することや、非嫡出子の相続分が従来嫡出子の半分であつたのを同等にするなども含まれている。前者は嫡出子推定に関する例の三〇〇日問題を踏まえたものであり、後者については昨今最高裁判断で違憲だとする意見も増え、時代の趨勢になつてきただようである。

*3 明治民法

夫婦同姓が採用された明治民法では、家父長制の家族制度が敷かれ、女性の財産管理や子どもの親権も認められなかつた。婚姻の際には男性で三十歳女性で二十五歳まで両親の同意が必要とされた。現行民法（七五〇条）のもとでは、家制度が廃止され、夫婦それぞれの財産保持も認められる。夫婦の姓についても、夫または妻のどちらの姓をも選べるようにはなつたものの、実際は改姓する女性が圧倒的に多く、九四年の厚労省調査では九七%に上つた。

*4 パートナー婚

「フランス婚」とも呼ばれるフランスでいう「パックス」の関係、つまり法律で認められた「事実婚」を指す。日本では、事実婚は法律で認められていない。むろんに事実婚は、内縁とほぼ同義で、夫婦と変わらない生活を営んでいる関係を指す。フランスに事実婚カツブルが多い理由は、一九六八年の「五月革命」を機に「フリーセックス」や「自由恋愛」などの考え方が浸透したため。九年には、事実婚カツブルに法律婚に準じる権利を認めた「連帯市民協約（PACS）法」が成立。共同納税者として税制や社会保障が優遇されるようになった。「パックス」のカツブルは、〇七年に二〇万人の子どもが婚外子である。